

自治基本条例の項目

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 条例の位置付け
- 第4条 基本理念
- 第5条 まちづくりの基本原則

第2章 市民

- 第6条 まちづくりに参加する権利
- 第7条 市政の情報を知る権利
- 第8条 市民の責務
- 第9条 事業者の責務

第3章 議会及び議員

- 第10条 議会の役割及び責務
- 第11条 市民に開かれた議会
- 第12条 議員の役割及び責務

第4章 市長及び職員

- 第13条 市長の役割及び責務
- 第14条 職員の責務
- 第15条 職員の育成

第5章 行政運営

- 第16条 行政運営の基本
- 第17条 総合計画等
- 第18条 財政運営
- 第19条 行政評価
- 第20条 公正で信頼の置ける行政運営の確保

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

- 第21条 市政への市民参加の推進
- 第22条 住民投票
- 第23条 市民によるまちづくり活動の促進
- 第24条 青少年や子どものまちづくりへの参加
- 第25条 情報公開
- 第26条 情報提供
- 第27条 個人情報の保護
- 第28条 まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり
- 第29条 区におけるまちづくり

第7章 他の自治体等との連携・協力

- 第30条 他の自治体等との連携・協力

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

- 第31条 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価
- 第32条 この条例の見直し
- 第33条 市民自治推進会議

第4回 (R2.11.5)

- 作業シートに基づき、以下の点を説明(事務局)
  - ・条例に基づく本市の取組概要
  - ・第3次会議の評価及びそれを踏まえた市の取組
- 前文～第5章について現状評価、課題抽出(委員)
  - 委員は、作業シート及び配布資料をもとに、適宜事務局に質問しながら議論する。
- R2年度 市民ワークショップテーマの意見聴取

【配布資料】

作業シート(資料1)、推進会議の作業工程(資料2)、市の取組状況(資料3)、市民ワークショップテーマ(資料4)

第5回 (R2.12中旬～R3.1月上旬)

- 第6章についての現状評価、課題抽出(委員)
  - 委員は、作業シート、第4～5回配付資料などをもとに、適宜事務局に質問しながら議論する。

【配布資料】

作業シート、市の取組状況、委員からの求めに応じた資料等

第6回 (R3.1下旬～R3.2中旬)

- ・第6～8章についての現状評価、課題抽出(委員)
  - 委員は、作業シート、第4～6回配付資料などをもとに、適宜事務局に質問しながら議論する。

【配布資料】

作業シート、市の取組状況、委員からの求めに応じた資料等

第7回 (R3.4月上旬～R3.4下旬)

- ・条例全体の検証、提言の方向性まとめ(委員)
- ・条例の見直し(改正)の必要性について(委員)
- ・上記2点を踏まえ、市民参加条例の制定の必要性について(委員)
- ・「市民ワークショップ」結果報告(事務局)

【配布資料】

作業シート、委員からの求めに応じた資料等

第8回 (R3.6月上旬～R3.6下旬)

- ・第7回までの議論を踏まえた最終的な方向性まとめ

【配布資料】

作業シート、委員からの求めに応じた資料等

報告書案作成(座長、委員、事務局)

第9回 (R3.8月上旬～R3.8下旬)

- ・報告書内容の最終確認(委員)